

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年3月23日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年6月7日（宇治市監査委員公表第11号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 長寿生きがい課

監査期間 令和4年2月1日～令和4年3月18日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>老人保護施設措置費自己負担金収入状況について</p> <p>滞納者に対し督促状が送付されていない事例がある等、対応の不備が見受けられた。滞納整理事務マニュアルを速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。</p>	<p>他市町村や宇治市の生活支援課の債権管理マニュアルを参考に作成をおこなった。</p>
2	<p>老人園芸ひろば協力金収入状況について</p> <p>滞納者に対し督促状が送付されていない事例が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>滞納者に対して、納入通知書を送付した。</p>
3	<p>委託料支出状況について</p> <p>施設の指定管理業務に関する基本協定書において、条例の条文の引用に齟齬が見受けられた。また、仕様書に記載された業務内容に見直しの余地が見受けられた。速やかに見直されたい。</p>	<p>指摘事項を改善するため、令和4年4月28日付けで変更協定書を締結し、適正化を図った。</p>

監査対象 健康長寿部 介護保険課

監査期間 令和4年2月1日～令和4年3月18日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>介護保険料収入状況について</p> <p>滞納整理マニュアルに準ずるものがあるものの、その内容は不十分であるため、見直しを求める。</p>	<p>滞納整理マニュアルについては、時間をかけて内容を十分に精査して作成をおこなった。</p>